平成２３年（フ）第１２０号
長野県東御市県118番地１　市営住宅瓜田団地310号
債務者　小山　次郎
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第８５号
長野県岡谷市赤羽２丁目４番１―303号　市住学ケ丘303号
債務者　手塚　　功
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第５８号
長野県飯田市松尾代田640番地２　ハイツチエ202号
債務者　近藤由紀子
１　決定年月日時　平成23年９月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３７５号
岐阜県関市関ノ上１丁目12番３号
債務者　鈴木　啓子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４３７号
岐阜県関市広見301番地１、住民票上の住所岐阜県山県市高富167番地８
債務者　石井　　準
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４３８号
岐阜市河渡1221番地１
債務者　細野ひろ子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４５３号
岐阜市鏡島精華１丁目４番14号
債務者　前川　真二
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４５５号
岐阜県瑞穂市美江寺580番地17
債務者　柴田早和子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４６号
静岡県賀茂郡東伊豆町白田967番地
債務者　村木利津子
１　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第４７号
静岡県賀茂郡東伊豆町白田967番地
債務者　平垣　喜高
１　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第４９号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本790番地の２
債務者　中田　直子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２２５６号
名古屋市守山区小幡南３丁目３番48号　小幡グリーンハウス206号
債務者　川村　　恵
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２号
三重県伊賀市久米町51番地の２
債務者　石田　正人
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第８５号
三重県名張市鴻之台４番町37番地
債務者　北田　由香
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２０４号
三重県三重郡川越町大字北福崎37番地１
債務者　石川三紀弥
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
滋賀県東近江市八日市清水２丁目１番45号　２－Ａ
債務者　川中　勝幸
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４７０号
兵庫県姫路市本町211番地　コーエービル２Ｆ北
債務者　アトリエゆめ工房こと　山川　利江
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部